

千葉県歯科医師会無料託児所利用規定

2019年7月 日

千葉県歯科医師会(以下県歯)では、歯科医学大会等に参加される方のために、大会当日にお子様を預かる施設を設置します。託児所利用に際しては、以下の規定をご承諾の上、お申し込み下さい。

【1】託児所について

- (1) 託児所の利用は大会参加者の同伴するお子様に限り、1歳半～小学3年生程度までのお子さんを対象とします。(小学校高学年でも対象となるお子さんの兄姉の場合はご相談に応じます。)
- (2) 県歯は、大会ごとに千葉市シルバー人材センターと契約し、託児所では、このセンターから派遣されたシッターがお子様の世話をします。シッター1名あたりの子どもの数は、派遣会社の規定に従います。ただし、利用人数が少ない場合にもシッター2人以上を原則とします。
- (3) 託児所は大会場内に設け、部屋に簡易な設備を用意します。臨時の設備ということをご理解ください。
- (4) 食物・飲物、着替え、タオル(乳児は大判タオル)、紙おむつ等については保護者をご持参ください(持ち物には名前)。昼食は、保護者とともにとってください(託児所をご利用いただけます)。投薬・授乳については、保護者の責任で行ってください。
- (5) 身分証明書(運転免許証、健康保険証、母子手帳などご本人様が確認できるもの)をご持参下さい。持ち物にはすべて必ず名前を書いて一つの荷物にまとめてご持参下さい。
- (6) 託児所利用者は事前に予約が必要です。申し込み期間中に、県歯事務局に電話にてお申し込み下さい。

【2】ご利用にあたって

- (1) 当日のお子さんのコンディションをシッターにお伝え下さい。お子さんが病気の場合には原則としてお預かりできません。軽微な疾病、回復期にあるお子さんにつきましては、託児室は複数の子供が保育される集団生活であることをご理解の上、最終的にはシッター会社が判断することとします。特にインフルエンザ、ノロウイルス等感染力の強い疾病に感染していると判断される場合には受け入れをお断りいたします。
- (2) 事故等無いよう努力をしますが、不測の事態に対しては、保護者が迅速に対応することを前提としています。そのため、保護者の携帯電話番号を必ず問診票に記入して下さい。また、託児中の大会会場以外への外出はご遠慮下さい。
- (3) 託児中の万一の事故に備えて保険に加入していますが、万が一事故が起きた場合は、その損害額は保険にて填補される限度とすることをご承諾ください。当該填補額を超える損害等について県歯は責任を負いかねますので、ご了承願います。
- (4) お預かりする前におトイレをお済ませください
- (5) その他、詳細については、申し込み者にご連絡いたします。